

害審 公策 県対

行政機構の充実を

“水俣病”で知事に要望へ

県公害対策審議会(四宮知事会長)は、二十一日県庁で、第八回審議会を開き、水俣病の今後の対策などについて協議した。この中で工場廃液処理については、県が厳重に監視するよう要望するとともに①県の公害行政機構を整備、充実する②公害条例を改正する③の二点について、寺本知事に意見具申することを決めた。

この日の審議会には、十二人の委員全員が出席、まずさきに発表された水俣病に対する政府見解の内容について県側から説明を受けた。ついで今後の対策について県の方え方を聞いたが、紫藤県公害対策委員長は「チツソ水俣工場の排水、および水俣湾の魚介類調査を引き続き実施して、廃液汚染を監視する」とともに、水質保全法によつて水俣湾を水質規制水域に指定するよう政府に申請したい」と述べ、さらに塩化ビニール工場の排水についてふれ「現在、同工場からの廃液には〇・一PPMの無機水銀が含まれている。しかし、この廃液は工場内にあるプールに貯蔵されており、外部に出る心配は

ない」と述べた。

これに対し、各委員は「廃液貯蔵のプールは、来年三、四月ごろ満水するというのが、その後の処理はどうするのか。廃液処理には県が厳重に監視してほしい」と要望。

紫藤委員長は「熊本衛生学教室で有機水銀の回収法が成功、現在、チツソ工場での実用化のための実験が行なわれている。いすれ回収処理施設が実現しよう。廃液の監視の調査、研究機関を充実し、窓口

場については十分努力する」と述べた。

このあと委員の間から、「工場で使用している触媒の材料をばばしておく必要がある」などの意見が出されたが、とくに県の公害行政機構の充実が叫ばれ、現在の公害調査室を公害対策課に昇格、陣容を強化するとともに、衛生研究所や工業試験場、水産試験場など

をひとつにしほること。さらに公害基本法の制定に伴い、公害条例を改正する①の二点について、早急に実現を図るよう寺本知事に意見具申することにした。近く四宮会長が知事に会つて、直接この二点を要望する。

なお同審議会は、このあとチツソ水俣工場と東海電極田浦工場を視察した。

一行は、特に排水関係の浄化装置を視察、水俣病後の公害防止設備や対策など事情を調査した。同日は水俣に一泊、二十一日は午前九時から市役所で山田市衛生課長

らから市内の公害状況報告や対策を聞いたあと県庁に帰る。
同会の公害問題調査はこれで県下のおもな工場を回り、近く調査結果をまとめて知事に報告する予定。